

2023年4月

お客さま 各位

株式会社みちのく銀行

「でんさいサービス」新規契約時における取扱いの変更について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、青森銀行との合併に向けたサービスの見直しに伴い、「みちのくでんさいサービス利用規定」（以下「利用規定」といいます）を改定し、「でんさいサービス」の新規契約時の要件として、「みちのくビジネスインターネットバンキング」（以下「法人IB」といいます）の契約締結を新たに追加させていただくこととなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、青森銀行との合併に向けた対応の一環であり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「でんさいサービス」の新規契約時に追加する要件

「法人IB」契約を弊社と締結していること。

2. 取扱変更日

2023年5月1日（月）より利用規定および申込受付の取扱いを変更させていただきます。利用規定の変更内容につきましては、別紙「利用規定新旧対照表」を参照ください。

3. 既に「でんさいサービス」をご利用いただいているお客さまについて

既に「でんさいサービス」をご利用いただいているお客さまで、「法人IB」契約が未締結であるお客さまにつきましては、後日、個別にご案内申し上げます。

以上

「みちのくでんさいサービス利用規定」新旧対照表 (改定日:2023年5月1日)

新	旧	備考
<略>	<略>	
<p>第5条 (利用申込)</p> <p>1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」および「業務規程細則」を熟読しその内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の「利用申込書」に所定の事項を記載し、本条8項に定める決済口座を開設している当行本支店窓口にて申込手続きを行うものとします。</p> <p>2. 「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定の必要書類を添付するものとします。</p> <p>3. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。</p> <p>(1) 「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしていること。</p> <p>(2) でんさいネットからの通知を受ける手段としてインターネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保有していること。</p> <p><u>(3) ビジネスインターネットバンキング契約を当行と締結していること。</u></p>	<p>第5条 (利用申込)</p> <p>1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」および「業務規程細則」を熟読しその内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の「利用申込書」に所定の事項を記載し、本条8項に定める決済口座を開設している当行本支店窓口にて申込手続きを行うものとします。</p> <p>2. 「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定の必要書類を添付するものとします。</p> <p>3. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。</p> <p>(1) 「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしていること。</p> <p>(2) でんさいネットからの通知を受ける手段としてインターネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保有していること。</p>	<p>・ 条文の追加</p>
<略>	<略>	
<p>第8条 (当行またはでんさいネットによる利用契約の解除)</p> <p>1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められた以下の事由に該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当行の運営を損なう行為があった場合</p> <p>(2) 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合</p>	<p>第8条 (当行またはでんさいネットによる利用契約の解除)</p> <p>1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められた以下の事由に該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当行の運営を損なう行為があった場合</p> <p>(2) 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合</p>	

